

洞爺湖町地域防災計画

《火山防災計画編》

令和7年3月

洞爺湖町防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節 計画の基本方針	1
第5節 用語の定義	3
第6節 有珠火山の概要	3
第7節 想定する火山現象	3
第2章 災害予防計画	4
第1節 住民の心構え	4
第2節 災害に強いまちづくり	5
第3節 防災知識の普及啓発	7
第4節 防災訓練計画	7
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	8
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	8
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	8
第8節 避難体制整備計画	8
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	9
第10節 火災予防計画	9
第11節 危険物等災害予防計画	9
第12節 建築物等災害予防計画	10
第13節 積雪・寒冷対策計画	10
第14節 業務継続計画の策定	11
第15節 複合災害に関する計画	11
第3章 災害応急対策計画	12
第1節 応急活動体制	12
第2節 火山現象に関する警報、予報、情報等	15
第3節 災害情報通信	21
第4節 災害広報・情報提供計画	21
第5節 応急措置実施計画	21
第6節 避難救出計画	21
第7節 火災等対策計画	24
第8節 災害警備計画	24
第9節 交通応急対策計画	24
第10節 輸送計画	24

第11節 航空機及び無人航空機活用計画	24
第12節 食料供給計画	24
第13節 給水計画	25
第14節 衣料・生活必需物資供給計画	25
第15節 石油類燃料供給計画	25
第16節 生活関連施設対策計画	25
第17節 医療救護計画	27
第18節 防疫計画	27
第19節 廃棄物等処理計画	27
第20節 家庭動物等対策計画	27
第21節 文教対策計画	27
第22節 住宅対策計画	27
第23節 被災建築物安全対策計画	27
第24節 被災宅地安全対策計画	29
第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	30
第26節 障害物除去計画	30
第27節 広域応援・受援計画	30
第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	30
第29節 災害ボランティアとの連携計画	30
第30節 災害救助法の適用と実施	30
第4章 災害復旧・被災者援護計画	31
第1節 災害復旧計画	31
第2節 被災者援護計画	31

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）及び北海道地域防災計画の規定に基づき、洞爺湖町の地域における噴火活動に伴う災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合（以下「火山噴火災害時」という。）の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民をはじめ観光客や外国人等、町内に滞在するあらゆる人々の生命の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条及び北海道地域防災計画の規定に基づき作成されている「洞爺湖町地域防災計画」の「火山防災計画編」として、洞爺湖町防災会議が作成する。

また、洞爺湖町は、活動火山対策特別措置法により火山災害警戒地域として指定されており、同法の規定に基づき、情報収集・伝達方法、予警報の発令・伝達ルート、住民や登山者等が避難行動をとるための避難指示等の他、避難場所、避難経路、避難手段等について具体的に定めるとともに、避難訓練の時期・内容や噴火が発生した際の救助部隊の具体的な活動内容、避難促進施設の名称及び所在地等を定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「洞爺湖町地域防災計画（本編）」及び有珠山火山防災協議会（資料10-5）が定める「有珠火山防災計画（平成19年11月30日修正）」及び「有珠山火山避難計画（令和6年7月修正）」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本編第1章第3節「計画推進に当たっての基本となる事項」を準用する。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び北海道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、火山噴火災害防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を火山噴火災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

北海道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を火山噴火災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を火山噴火災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び北海道の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び北海道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、火山噴火災害予防体制の整備を図り、火山噴火災害時には応急措置を実施するとともに、町、北海道その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本編第1章第7節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 住民及び事業者の基本的責務等

本編第1章第8節「住民及び事業者の基本的責務等」を準用するほか、事業者については、火山噴火災害時における施設の利用者等の安全確保を図るよう努める。

第5節 用語の定義

本計画で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

有珠山	一般に有珠山をさす表現とする。
有珠火山	火山活動に関係して有珠山をさす表現とする。
火山活動	平常時を含み有珠火山で発生する全ての火山現象をいう。
噴火活動	異常現象から終息に至るまでの様々な火山活動に伴う現象をいう。
終息	気象庁から「噴火活動がほぼ終息した」との内容の発表があったときをいう。
レベル	札幌管区気象台が発表する有珠山噴火警戒レベルをいう。

第6節 有珠火山の概要

内浦湾の北東、洞爺湖との間に位置する有珠山の活動は、およそ1万5千～2万年前に始まり、成層火山を形成したが、7,000～8,000年前に山頂部の大崩壊が起り、岩屑は南麓に広く流れ下り、流れ山や噴火湾の小島を作った。その後、数千年にわたりほとんどの活動を休止していたが、寛文3年（1663年）に有史以降初めて、山頂部で爆発的な噴火が発生した。この大噴火以降、有珠山は今日までの約360年に9回の噴火の記録がある。

その他、有珠火山の地形、活動史、2000年噴火の状況、関係機関の対応、被害の状況等は、本編第2章「洞爺湖町の概況」によるものほか、有珠火山防災計画「有珠火山の概要」及び「2000年噴火」による。

第7節 想定する火山現象

本計画にて想定する火山現象は、火碎流・火碎サージ・噴石・泥流（土石流）・降灰・火山性地震・地殻変動・岩屑なだれ・津波・氾濫・地盤の液状化など有珠山火山避難計画「本計画において想定する火山現象と避難対策等」のとおりとする。

第2章 災害予防計画

町は、火山噴火災害を未然に防止するため必要な次の予防対策のほか、有珠火山防災計画に定める「火山災害予防計画」及び有珠山火山避難計画に定める「事前対策」に基づき実施するほか、本編第4章「災害予防計画」による。

第1節 住民の心構え

1977年及び2000年の有珠山噴火災害等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

火山噴火災害発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、火山噴火災害による被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

- 1 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- 2 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- 3 地域の防災訓練に進んで参加する。
- 4 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- 5 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
- 6 避難指示が出された場合は、周りに声をかけ協力して避難する。

第2 職場における措置

- 1 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- 2 消防計画により避難訓練を実施すること。
- 3 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- 4 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- 5 災害時には、正確な情報を入手し、近くの職場同士で協力し合うこと。
- 6 地域の防災訓練に協力し、参加すること。

第2節 災害に強いまちづくり

町、北海道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の適切な維持に努め、地域の特性に配慮した災害に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 災害に強いまちづくり

- 1 町及び防災関係機関は、避難路、避難地、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、災害に強い都市構造の形成を図る。
- 2 町、北海道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- 3 町、北海道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の災害発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 砂防・治山設備の整備

北海道等は、噴火後の泥流等土砂災害の発生及び豪雨等による土砂災害を防止するため、砂防計画・治山計画に基づき、砂防施設及び治山施設を整備する。

また、これらの施設の防災教育活動等への活用を促進する。

第3 火山観測体制

有珠山は、常時観測火山となっており、札幌管区気象台地域火山監視・警報センターが24時間体制で、地震計、監視カメラ、GNSS、空振計、傾斜計等による観測・監視を実施し、必要に応じて火山機動観測班による観測を実施している。

また、北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センターが観測・調査を実施しており、相互に情報連携して観測・監視が行われている。

加えて、国土地理院がGNSSや人工衛星を利用した観測を行っているほか、防災科学技術研究所が基盤的火山観測網（V-net）の観測施設を整備して地震計、GNSS、空振計、傾斜計等による観測を実施している。これらの機関による観測データや解析結果も気象庁や北海道大学へ提供され、監視及び火山活動の評価に活用されている。

町、北海道及び防災関係機関は、火山現象を想定し、監視カメラ、雨量計、土砂移動検知センサー等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、これら測定結果等を相互に提供し、警戒体制の強化・充実を図るものとする。

第4 通信機能の強化

町、北海道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、北海道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及びかんがい用水、営農飲雜用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備や医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの機能強化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 町、北海道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町、北海道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- 4 町、北海道及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第6 復旧対策基地の整備

町は、災害後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第7 危険物施設等の安全確保

町、北海道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の安全対策、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第8 災害応急対策等への備え

町、北海道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、災害が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めること。

第9 洞爺湖町防災センターの活用

洞爺湖町防災センターは、災害時には本部の設置等、防災対策拠点として、また、平常時には防災教育等、減災のための人材育成拠点として活用する。

第10 防災協議会による防災体制の強化

伊達市、洞爺湖町、壮瞥町及び豊浦町が設置する活火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基

づく有珠山火山防災協議会は、有珠火山防災計画を策定し、合理的かつ効果的な火山防災体制の強化を図る。

第3節 防災知識の普及啓発

町及び周辺市町村並びに北海道、防災関係機関は、有珠山の特性を考慮して、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を分かりやすく記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を作成・配布し、職員等に対する研修を実施するほか、平常時から広報紙、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や火山防災の日（8月26日）などの機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。

特に、火山科学館等の資料展示施設や有珠山噴火災害遺構を活用し、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会や洞爺湖有珠火山マイスターネットワークと連携した災害の伝承と防災教育に取り組むものとする。

併せて、観光客等が安全に避難することができるよう観光施設や宿泊施設等への火山防災マップの掲示や設置に努める。

なお、火山ガスの噴出地帯など危険箇所については、掲示板を設置するなど住民・登山者・観光客等への周知を図るものとする。

また、観光事業者等に対し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届や登山計画書等の提出に関する普及啓発を図るものとする。

登山者や観光客等は、活火山への登山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集やIT等を用いた登山届の積極的な提出、登山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行など、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努めるものとする。

札幌管区気象台及び室蘭地方気象台は、関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及啓発を図るものとする。

第4節 防災訓練計画

町及び周辺市町並びに北海道、防災関係機関は、住民等と相互に連携して実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、訓練についての事後評価を行い、課題等を明らかにし、速やかに防災体制の改善など必要な措置を講ずるものとする。

なお、実施に当たっては、本編第4章第2節「防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町、北海道及び防災関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、実施に当たっては、本編第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町、北海道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

なお、実施に当たっては、本編第4章第4節「相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

なお、実施に当たっては、本編第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

避難所及び避難路等をあらかじめ設定し、日頃から住民や観光客等への周知に努めるものとし、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。

1 避難生活の長期化が予想されることから、避難所については、火山噴火災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるとともに、火山噴火災害の影響範囲が大きい洞爺湖町においては、近隣市町と避難者の受入に係る協定や宿泊施設等の利用に係る協定を締結するなど避難施設の確保を図る。

2 住民や観光客等が、避難所まで迅速かつ安全に避難することができる国道、道道、高速道路及び町道を避難路に指定するほか、常に避難路のネットワーク化に努める。

また、物資輸送等において、海上輸送が有効であると判断された場合、虻田漁港大磯分区を活

用する。

3 自力避難が困難な要配慮者の避難のため、公園やグラウンドを一時集合場所として設定し、大型車両（バス、トラック等）での避難を実施する。

一時集合場所の設定については、住民の利便性に配慮し、適宜、見直しを行う。

4 避難促進施設

町は、火口からの距離等施設の位置や利用者数等施設の規模、その他地域の実情を考慮し、集客施設等を避難促進施設として位置付けるものとする。（資料6-1）

避難促進施設の指定に当たっては、有珠山火山防災協議会において協議するとともに、施設の所有者等と十分に調整を行うものとする。

また、避難促進施設の所有者等に対し、利用者等に対する情報伝達体制や避難誘導方法等を定めた「避難確保計画」の作成を求めるとともに、本計画や地域防災計画と整合のとれた「避難確保計画」となるよう、その支援に当たるものとする。

その他、避難体制に関する事項は、本編第4章第6節「避難体制整備計画」を準用する。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

火山噴火害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本編第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

火山噴火災害に起因して発生する火災の拡大を防止するため、災害時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、本編第4章第10節「消防計画」及び本編第8章第6節「大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次に定めるところによる。

第1 災害による火災の防止

火山噴火災害時の火災は、火砕サージ等の直接的な原因による火災のほか、漏電や停電後の通電火災によるものが想定されることから、町及び北海道は、避難時のブレーカー遮断について指導啓発するとともに、西胆振行政事務組合火災予防条例（昭和61年西胆振行政事務組合条例第2号）に基づく火気の取り扱いを徹底するよう指導を強化する。

第11節 危険物等災害予防計画

火山噴火災害時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は本編第8章第5節「危険物等災害対策計画」を準用するほか、次に定めるところによる。

第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、北海道及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化
- (8) 長期避難となる場合の危険物の移動等の対策の指導

第12節 建築物等災害予防計画

火山噴火災害から建築物等を防御するための計画は、本編第4章第9節「建築物災害予防計画」を準用するほか、次に定めるところによる。

第1 建築物の防災対策

1 市街地における再開発の促進

町は、建築物の不燃化等を促進するため必要な施策の推進に努めるものとする。

2 木造建築物の防火対策の促進

町及び北海道は、北海道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

3 被災建築物の安全対策

- (1) 町及び北海道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- (2) 町及び北海道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

第13節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において火山噴火災害が発生した場合、他の季節に発生する火山噴火災害に比べて、避難所・避難路の確保等に支障を生じることや融雪型泥流などの発生が懸念される。

このため、町、北海道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における火山噴火災害の軽減に努める。

なお、実施に当たっては、本編第4章第17節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第14節 業務継続計画の策定

町及び北海道は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP : Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

なお、実施に当たっては、本編第4章第19節「業務継続計画の策定」を準用する。

第15節 複合災害に関する計画

町、北海道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

なお、実施に当たっては、本編第4章第18節「複合災害に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

有珠火山の噴火活動に伴う各種対応は、本計画に定めるもののほか、有珠火山防災計画に定める「火山噴火対応計画」及び有珠山火山避難計画に定める「噴火時の対応」に基づき実施する。

第1節 応急活動体制

火山噴火災害時において、災害応急対策を円滑に実施するため、町、北海道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

町災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、職員間で共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

第1 災害対策組織

本編第3章第1節「組織計画」を準用する。

第2 職員の配備体制

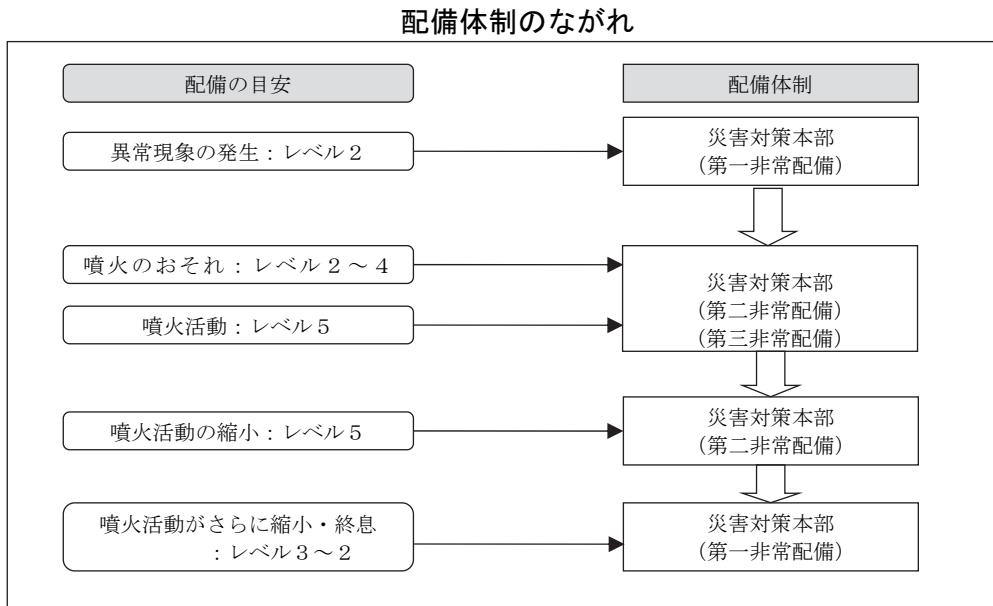
非常配備体制の種別と基準（火山災害）

種別	配備時期	配備内容	配備要員
火山噴火災害 第1非常配備 (警戒体制) レベル2	異常な火山現象発生の通報があったとき。	各種情報の収集を行うとともに、災害の発生が予想される場合の職員収集連絡を速やかに行える体制	全対策班長 総務班及び防災対策班全員
火山噴火災害 第2非常配備 (出動体制) レベル2・4	異常な火山現象により、災害の発生が予想され、その対策に備える必要があるとき。	関係各班の所管の人員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制	係長職以上全職員 ※状況に応じて所要職員（主任以下）を招集し、その他の職員は自宅待機
火山噴火災害 第3非常配備 (総動員体制) レベル4・5	噴火し、又は噴火により人的被害の発生するおそれがある場合において、本部長（※）が当該非常配備を指令したとき。	災害対策本部全員をもって当たるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制	全員

(注) 噴火活動が縮小に転じた場合は、レベル5で第2非常配備、レベル3～2で第1非常配備に引き下げる。

災害規模、特性に応じ、基準によらず臨機の配備をすることができる。

(※) 町災害対策本部長をいう。以下「本部長」という。



第3 職員の動員体制

1 平常勤務時の伝達系統

職員の動員は、本部長の決定に基づき、総務班長は各対策班長に対し配備体制を伝達するとともに、総務班は府内放送等で各班員にも周知する。

2 休日又は退庁後の伝達系統

職員は、勤務時間外に有感地震の頻発を感じた場合は、テレビ・ラジオ等を視聴し、電話等により役場に情報確認の連絡を入れ、登庁あるいは自宅待機する。

また、地震の活発化等により本部長が必要と判断したときには、その指示に基づき総務班は職員の招集を行う。

3 参集

職員は、交通規制等により、所定の参集場所の配備につくことが困難なときは、最寄りの公共施設に参集し、当該施設管理者の指示に従って防災活動に従事する。

第4 非常配備下の行動

火山噴火灾害 第1非常配備	総務班長は、全班長を招集する。 火山情報の収集、関係機関との連絡調整を行う。 初動班の編成等の災害応急対策の準備を行う。
火山噴火灾害 第2非常配備	<p>総務班長は、係長職以上の全職員の招集を指示し、必要に応じ、全職員の招集も指示する。</p> <p>各対策班は、災害対策本部の業務分担により災害応急対策に当たるが、対策初期段階においては、緊急性のある応急対策の実施に多くの人員を要することから、臨機応変な事務分担により初動班を編成し、集中して次の業務を行う。</p> <p>なお、総務班長は、職員配置について、調整・掌握するとともに、各種証明書発行等の通常業務が行えるよう配慮する。</p> <p>① 各種情報の収集、広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 無線等による住民への呼びかけ イ 北海道、消防機関、自衛隊及び警察との連絡調整 ウ 住民組織との連絡 エ 住民等からの問合せの対応及び記者発表 オ 避難を要する区域の世帯数、人口及び避難行動要支援者の把握 <p>② 本部の設置、関係機関への周知</p> <p>③ 避難所等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住民の自主避難状況の確認 イ 避難所の開設 ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請 <p>④ 食料、物資の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係団体、業者への調達手配 イ 北海道、自衛隊への応援要請 <p>⑤ 道路・ライフライン対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 道路・上下水道の調査・応急復旧対策の調整 イ 給水体制の構築 ウ 仮設トイレの確保、設置
火山噴火灾害 第3非常配備	<p>1 全職員が直ちに登庁し、災害対策本部の業務分担により災害応急対策に当たる。</p> <p>2 噴火活動及び応急対策の状況によっては、火山噴火灾害第2非常配備初動班を編成・対応し、緊急活動が落ち着いた段階で、災害対策本部の業務分担に移行する。</p>

第5 町災害対策本部の設置

町災害対策本部は、洞爺湖町役場庁舎内（防災センター）に置く。ただし、噴火活動の規模等により庁舎が使用不能となった場合には、洞爺総合支所（洞爺総合センター）又は洞爺湖温泉小学校に本部を設置する。

なお、この場合速やかにその旨を関係機関に連絡する。

第6 災害対策現地合同本部への職員派遣

北海道が災害対策現地合同本部を設置した場合は、職員を派遣し、円滑・迅速な応急対応を図る。

第7 住民組織の活用

災害の状況により、住民の協力が必要と認めた場合は、本部長は、住民組織等に対し、主に次の事項について協力を要請する。

- 1 災害現場における応急手当と患者の搬出
- 2 避難所内における救護活動
- 3 要配慮者の安否確認、避難誘導
- 4 避難者の確認、掌握及び誘導
- 5 緊急炊き出し
- 6 その他救護活動に必要で協力を求めた事項

上記第2から第7に定めるもののほか、本編第3章第1節「組織計画」を準用する。

第2節 火山現象に関する警報、予報、情報等

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法（昭和27年第165号）第13条の規定により発表される火山現象警報（噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺））、火山現象予報及び火山現象注意報（噴火予報、降灰予報、火山ガス予報等）である。

また、火山現象に関する情報は、同法第11条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。

なお、火山現象警報は気象業務法第15条1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により町長に通知する。

第1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）が発生し、又は発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、札幌管区気象台が火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

第2 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

第3 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「るべき防災対応」の指標を5段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。

有珠山噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 又は噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	●危険な居住地域からの避難等。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火発生前に体に感じる地震が多発し、著しい地殻変動が目視でも確認される。 ●山頂から噴火が発生し、大きな噴石や火碎流・火碎サージ、火山泥流が居住地域まで到達。顕著な地殻変動。 ●山麓から噴火が発生し、大きな噴石や火碎サージ、火山泥流が居住地域まで到達。顕著な地殻変動。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	●警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。	<ul style="list-style-type: none"> ●体に感じる地震の発生や、膨張性の地殻変動が検出される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	地域近くまで住	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生することがある。	<ul style="list-style-type: none"> ●入山規制等、危険な地域への立入規制等。 ●住民は今後の火山活動の推移に注意。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大きな噴石、火碎流・火碎サージ及び火山泥流が居住地域の近傍に達する。
		火口から少し離れた所までの 火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	<p><噴火発生前> 居住地域に重大な被害を及ぼすマグマ噴火に移行する可能性がある。</p> <p><噴火発生後> 噴出物の飛散が火口近傍に留まる程度のごく小規模な水蒸気噴火が発生することがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂火口原及びその周辺、避難に時間を要する地域への立入規制等。 ●住民は今後の火山活動の推移に注意。 ●高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 ●活動的な火口周辺への立入規制等。 ●住民は今後の火山活動の推移に注意。 	<ul style="list-style-type: none"> ●やや深い領域で体に感じない地震が加速度的に増加する。 ●噴火に至った後に火山活動が沈静化していく段階で、噴出物の飛散が火口周辺に留まる程度のごく小規模な水蒸気噴火が発生することがある。

予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山 であるこ とに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態に よって、火口内で火 山灰の噴出等が見 られる(この範囲に 入った場合には生 命に危険が及ぶ)。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂火口原及びそ の近傍等への立ち 入り規制など。 ●住民は通常の生活 (状況に応じて火 山活動に関する情 報収集、避難手順の 確認、防災訓練への 参加等)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。状 況により、山頂火口 原内及び近傍等に影 響する程度の火山灰 の噴出等の可能性が ある。 ●やや深い領域で体に 感じない地震の増加 が一時的にみられ る。
----	------	------	-------------------------------	---	---	--

※ レベル3は、火山活動が高まっていく段階では運用しない。

※ 噴火活動の低下に伴ってレベルの引下げを行う過程では、レベル4は運用しない。

第4 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

- 1 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - 2 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
 - 3 このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

第5 火山の状況に関する解説情報(臨時)

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表するものをいう。

第6 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

第7 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

1 降灰予報(定時)

- (1) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表する。
- (2) 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範

囲を提供する。

2 降灰予報（速報）

(1) 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。

(2) 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(※1) :

降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

3 降灰予報（詳細）

(1) 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。

(2) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

(※2) :

降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上 1mm未満
少量	0.1mm未満

降灰量階級ととるべき行動等

名 称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路		
		路面	視界				
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある	

名称	表現例			影響とるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路		
		路面	視界				
やや多量	0.1mm \leq 厚さ < 1 mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始）	稻等の農作物が収穫できなくなる（※1）、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある	
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可（※1）	

（※1）富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

第8 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

第9 火山現象に関するその他の情報等

1 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

2 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

3 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

第10 火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表官署

有珠山に係る火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表は、札幌管区気象台が行う。

第11 異常現象発見時における措置

本編第5章第1節「災害情報の収集、伝達計画」及び有珠火山防災計画「異常現象の通報」の定めを準用する。

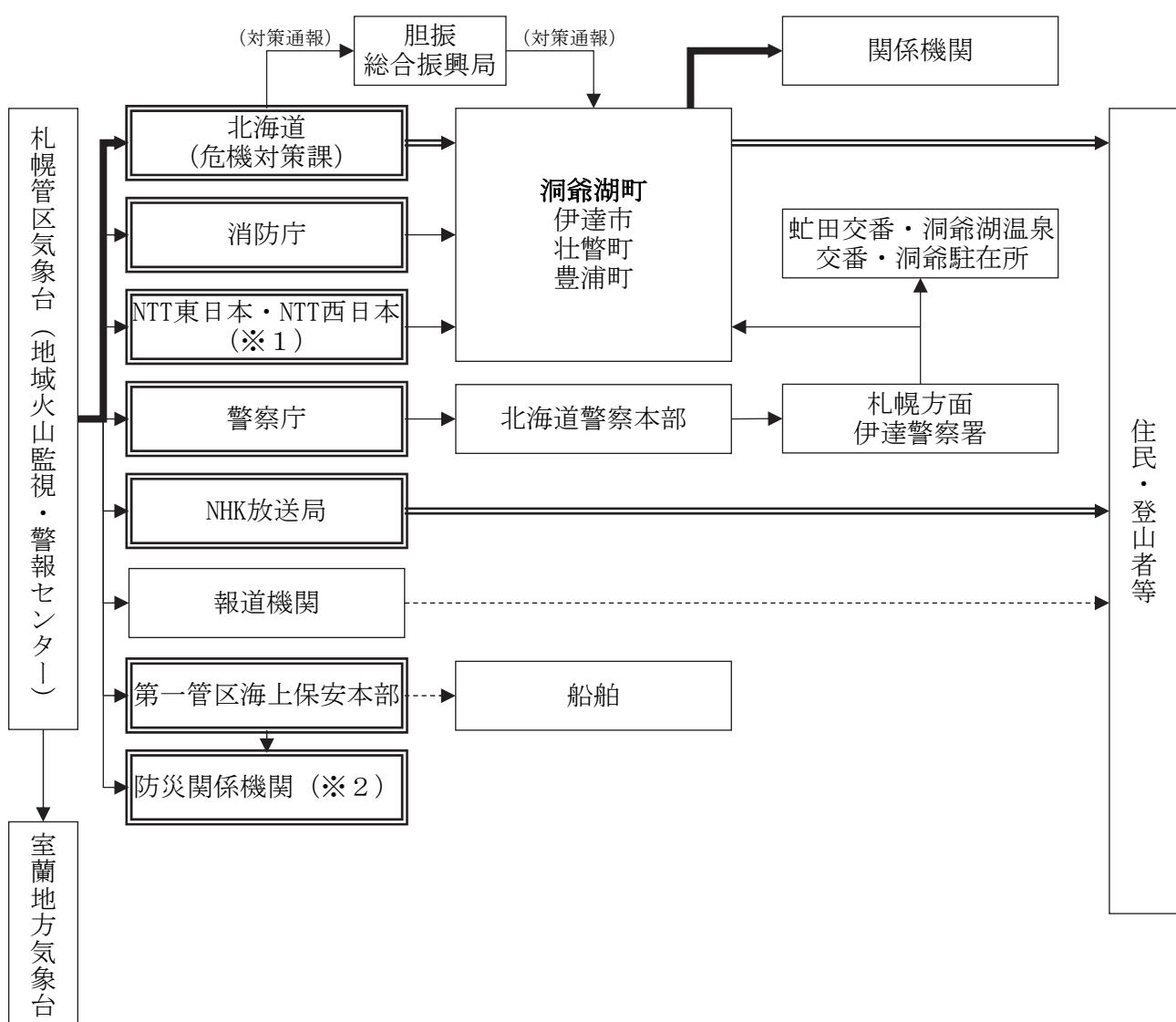
第12 噴火警報等の伝達

1 知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について必要な通報又は警告をするものとする。

2 札幌管区気象台から知事に通報された後の噴火警報等の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

噴火警報等伝達系統図



(二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく火山現象特別警報、火山現象警報の通知先

(二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 (太線) 及び (二重線) の経路は、火山現象特別警報、火山現象警報、火山の状況に関する解説情報 (臨時) 及び噴火速報が発表されたときに活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

----→ は、放送・無線

(※1) NTT東日本・西日本には、火山現象特別警報及び火山現象警報のみ伝達

(※2) 北海道開発局、北海道運輸局、陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課） 等

第3節 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、本編第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」及び第2節「災害通信計画」に定めるところによる。

なお、町、北海道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、無人航空機、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

第4節 災害広報・情報提供計画

町、北海道及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本編第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次の定めるところによる。

- (1) 火山噴火に関する情報（警報、危険区域等）
- (2) 避難について（避難指示等の状況、避難所の位置、経路等）
- (3) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）
- (4) 火災発生状況（発生箇所、避難等）
- (5) 電気、上下水道、ガス等施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (6) 医療救護所の開設状況
- (7) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (8) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (9) 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被災状況、復旧状況等）
- (10) その他民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

第5節 応急措置実施計画

町、北海道及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、本編第5章第5節「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

第6節 避難救出計画

有珠火山の火山噴火災害時の避難救出等は、次のとおりとする。

なお、この計画に定めのない事項は、本編第4章第6節「避難体制整備計画」、本編第5章第4節「避難対策計画」の定めによるほか、有珠山火山避難計画「噴火時等の対応」、「噴火開始後の対応」の定めによる。

第1 噴火活動における避難を要する区域の想定

- 1 避難の区域は、噴火活動の状況や防災関係機関及び専門家の助言を受け、町長が決定する。
- 2 有珠山噴火の予測は、前兆現象により大部分可能であるが、噴火の形態、規模、期間を事前に

予測することは困難であることから、避難情報の発令に当たっては生命身体の安全を第一に考え、ハザードマップにかかれた火碎流・火碎サージ・泥流（土石流）の危険区域をもとに、住民が判断しやすい範囲で避難区域を設定する。

避難指示を発令する区域は、火山専門家や関係機関の観測データ等の活用による助言により、火山活動の推移を見ながら拡大あるいは縮小する。

なお、山頂噴火を想定した場合の避難を要する地区は次のとおりである。

順位	地 区 名	世帯数	人 口
①	洞爺湖温泉全区	620	900
①	泉区	380	650
①	入江1区	520	940
①	かっこう台の一部	5	10
②	虻田8区	160	240
②	入江3区	100	150
②	入江4区	340	580
③	虻田4区	170	250
③	虻田5区の一部	40	70
③	虻田6区の一部	270	510
③	虻田7区	100	150
	合 計	2,705	4,450

※地区名は、自治会の区域を指す。

※世帯数及び人口は、見込数を参考に記載している。

3 避難の実施に当たっては、交通の混雑を招かないように、有珠火山に近い地区から順次実施するものとし、その順位は上記避難を要する地区一覧の順位を原則として実施するが、火山活動の推移に応じ臨機応変に対応する。

なお、避難の広報においても混乱をきたさないよう行うものとする。

第2 避難所・避難経路

1 避難所

(1) 避難所は、本編第4章第6節「避難体制整備計画」に定める指定避難所のうち、噴火活動の影響を受けにくい施設（資料6-1）を避難所として開設するものとし、施設の収容人数や避難経路等を勘案して、自治会の区域ごとに避難所の割振りを行う。

(2) 町外への避難は、関係市町との緊密な連絡体制の下、相互応援協定に基づき実施するものとする。

2 避難経路

避難時において、住民が自宅から避難所まで迅速かつ安全に移動可能な国道、道道、高速道路及び町道を使用し、有珠山火山避難計画「噴火時等の対応」に定める経路を原則とする。

なお、噴火活動及び被災状況等により経路を変更する場合は、町長の指示によりその都度変更し周知するものとする。

第3 一時集合場所

1 一時集合場所及び避難車両

住民の避難は、原則として自家用車等による自力避難とするが、移動手段を持たない等の自力避難が困難な者（要配慮者）の避難のため、一時集合場所（資料6-1）を設定しバス等の車両により輸送する。

バスは、町有及び民間（道南バス）の車両を使用し、不測の事態の対応については自衛隊に協力を要請するものとする。また、状況によっては列車による避難を検討し、必要に応じてJR北海道に協力を要請する。

2 各一時集合場所には、消防団員を配置し車両への誘導を行う。

第4 避難行動要支援者の避難

福祉施設入所者及び病院入院患者の避難は、施設の管理者が実施する。

町は、各施設での対応が困難として協力の要請があった場合、公用車、救急車、自衛隊等の車両の派遣を行う。

在宅の避難行動要支援者は、緊急的な避難が困難な場合は、自治会、自主防災組織等の住民組織への協力要請や公用車及び消防車両等により避難を行う。

第5 幼児・児童・生徒の避難（避難を要する区域内の施設）

噴火活動等の情報については、教育委員会及び子育て支援担当部署を通じ各施設に連絡するものとし、就業時間帯での各施設の避難は、町長の指示に基づき住民の避難（レベル4 高齢者等避難）より前に完了させるものとする。

なお、輸送方法等については、スクールバスや民間バス、公用車を使用して避難をするものとし、その他、避難の手順等は各施設管理者が定める防災計画に基づき行うものとする。

第6 観光客の避難

観光客の避難は、有珠山火山避難計画「事前対策」の定めにより、噴火警戒レベルがレベル4（有感地震の発生）に引き上げられた段階で、洞爺湖温泉観光協会を通じて各観光施設に対し、観光客の受入中止・区域外への退去を求める。

観光客への噴火活動状況や避難の広報は防災行政無線や広報車両により行うが、そのほか洞爺湖温泉観光協会を通じ各観光施設からも口頭での伝達を要請する。

観光客の避難は、原則として自力避難とするが、移動手段を持たない等の自力避難が困難な者については、住民避難と同様に一時集合場所からのバス等による避難とする。

第7節 火災等対策計画

火山噴火災害が発生した場合には、火災の発生や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

また、避難指示区域内で火災が発生した場合には、初期消火をすることが困難であることや、発見の遅れが懸念される。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、本編第4章第10節「消防計画」及び本編第8章第6節「大規模な火事災害対策計画」を準用する。

第8節 災害警備計画

火山噴火災害時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため必要な警戒、警備についての計画は、本編第5章第12節「災害警備計画」を準用する。

第9節 交通応急対策計画

火山噴火の発生に伴う道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、本編第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

第10節 輸送計画

火山噴火災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本編第5章第14節「輸送計画」を準用する。

なお、町、北海道及び国は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町及び北海道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第11節 航空機及び無人航空機活用計画

火山噴火災害時における航空機及び無人航空機の活用については、本編第5章第8節「航空機及び無人航空機活用計画」を準用する。

第12節 食料供給計画

火山噴火災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、本編第

5章第15節「食料供給計画」を準用する。

第13節 給水計画

火山噴火発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、本編第5章第16節「給水計画」を準用する。

第14節 衣料・生活必需物資供給計画

火山噴火災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、本編第5章第17節「衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第15節 石油類燃料供給計画

火山噴火災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、本編第5章第18節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第16節 生活関連施設対策計画

火山噴火の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第1 上水道

本編第5章第21節「上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 応急復旧

町は、火山噴火災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、火山噴火の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2 広報

町は、火山噴火により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

本編第5章第21節「上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 応急復旧

町は、火山噴火災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、火山噴火の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排

水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

2 広報

町は、火山噴火により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第3 電気

本編第5章第19節「電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 応急復旧

電気事業者は、火山噴火災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、火山噴火の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、火山噴火により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第4 ガス

本編第5章第20節「ガス施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 応急復旧

ガス事業者は、火山噴火災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、火山噴火の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

2 広報

ガス事業者は、火山噴火によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第5 通信

1 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、火山噴火災害時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

2 広報

通信を管理する機関は、火山噴火により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第6 放送

NHKなど放送機関は、火山噴火災害時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

第17節 医療救護計画

火山噴火災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、本編第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

第18節 防疫計画

火山噴火災害時における被災地の防疫に関する計画は、本編第5章第11節「防疫計画」を準用する。

第19節 廃棄物等処理計画

火山噴火災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物の処理及び死亡獣畜の処理等の業務に関する計画は、本編第5章第30節「廃棄物等処理計画」を準用する。

第20節 家庭動物等対策計画

火山噴火災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本編第5章第28節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第21節 文教対策計画

火山噴火によって、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を來した場合の応急対策に関する計画は、本編第5章第26節「文教対策計画」を準用する。

第22節 住宅対策計画

火山噴火災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理に関する計画は、本編第5章第24節「住宅対策計画」を準用する。

第23節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、本編第5章第23節「被災宅地安全対策計画」を準用するほか次のとおりである。

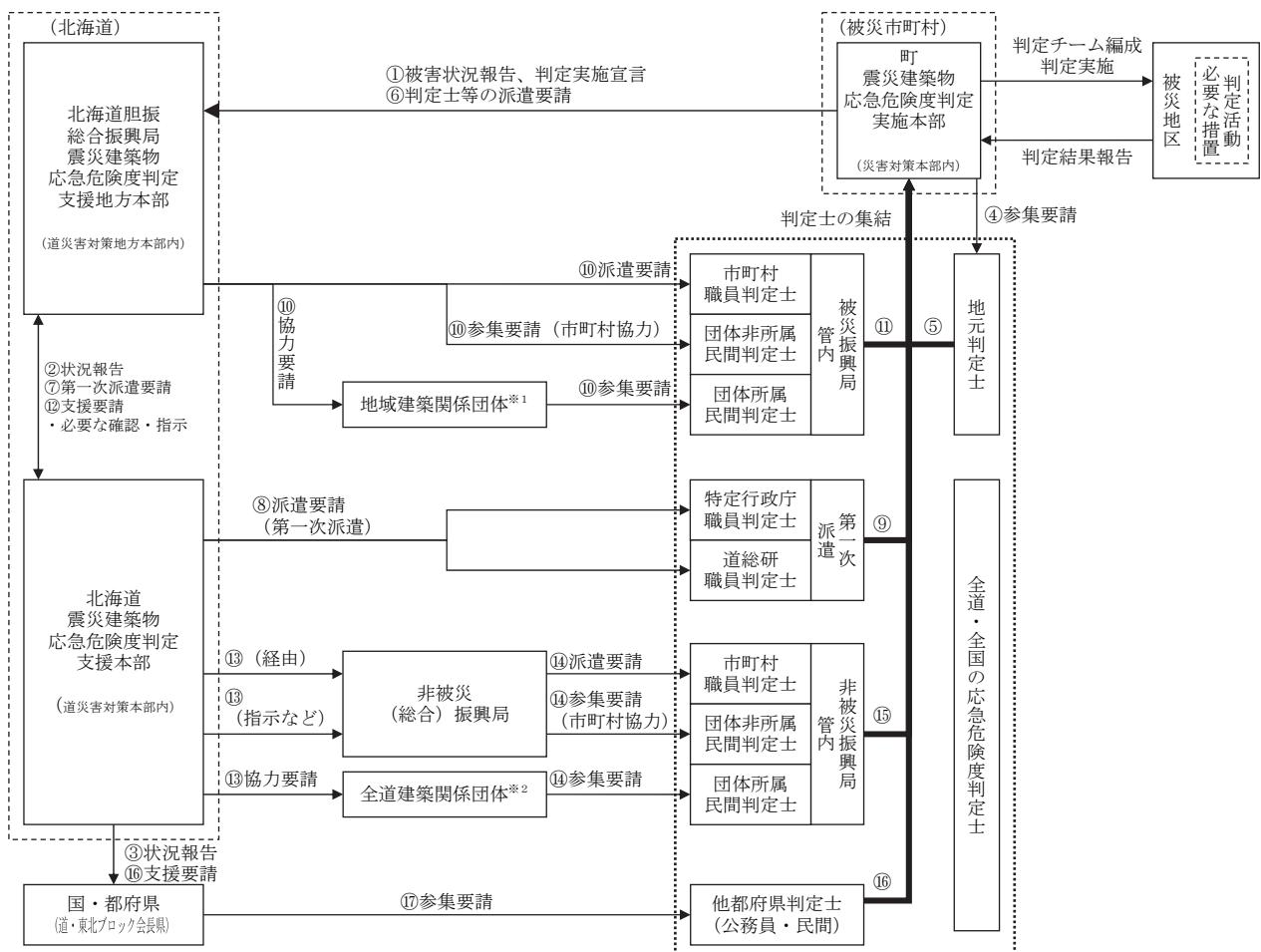
第1 応急危険度判定の実施

火山噴火により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

町及び北海道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」を準用し、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

災害発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、地震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

2 実施主体及び実施方法**(1) 町及び北海道**

町及び北海道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第24節 被災宅地安全対策計画

町において火山噴火災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して、被災宅地危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災

害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、本編第5章第23節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第25節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

火山噴火災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、本編第5章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第26節 障害物除去計画

火山噴火災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本編第5章第25節「障害物除去計画」を準用する。

第27節 広域応援・受援計画

火山噴火等による大規模災害発生時など、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、本編第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用する。

第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

火山噴火災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合には、知事及びその他の災害派遣要請権者は自衛隊（指定部隊の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

なお、実施に当たっては、本編第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第29節 災害ボランティアとの連携計画

火山噴火による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、社会福祉協議会、日本赤十字社及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本編第5章第31節「災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第30節 災害救助法の適用と実施

災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本編第5章第34節「災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

火山噴火災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へつなげていく必要がある。

このため、町及び北海道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

本編第9章第1節「災害復旧計画」及び有珠火山防災計画に定める「災害復旧・復興」を準用する。

第2節 被災者援護計画

本編第9章第2節「被災者援護計画」を準用するほか、次の定めるところによる。

第1 融資・貸付等による金融支援

火山噴火災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び北海道並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

1 実施計画

(1) 一般住宅復興資金の確保

町は、北海道と協調して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を

講ずる。

(2) 中小企業等金融対策

町は、北海道と協調して、経営環境変化対応貸付（災害復旧）を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

(3) 農林水産業等金融対策

町は、北海道と協調して、融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

(4) 福祉関係資金の貸付け等

町は、北海道と協調して、緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

(5) 被災者生活再建支援金

町は、北海道と協調して、緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

また、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

(6) その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

2 財政対策

(1) 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び北海道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。

(2) 町、北海道及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

3 地震保険の活用

地震保険は、地震や火山噴火等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町及び北海道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。